

## 岩手県医療福祉連携実務者ネットワーク協議会 要綱

### (名 称)

第1条 本会は、岩手県医療福祉連携実務者ネットワーク協議会（通称：ぐうの会）と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、岩手県内の医療及び福祉の連携に関わる医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、介護支援専門員、事務職員等の連携実務者を対象として、学習や意見交換の場の提供をすることを通じ、県内の連携実務者の業務の質を高め、より良い医療及び介護サービスを県民が享受できる、豊かな保健医療福祉社会の推進に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員の資質向上を目的とした研修会、講演会等の開催（年1回以上）
- 2 会員相互の交流の促進
- 3 会員相互の連携の強化
- 4 会員相互の情報共有
- 5 県内各地域の連携ネットワークの設立及び運営の支援
- 6 その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

### (対 象)

第4条 本会は、岩手県内の医療機関又は福祉施設等に所属し連携業務を担当する実務者及び会の趣旨に賛同する者を対象とする。

### (運 営)

第5条 本会の運営は、世話人及び事務局で構成する世話人会があたる。

- 2 本会の代表として代表世話人を世話人会で選出する。
- 3 事務局は世話人会で決定する。

### (世話人の職務)

第6条 年1回以上の世話人会を開催する。世話人は会の事業計画および運営を行う。

### (会 計)

第7条 本会の運営に要する費用は、研修会等で徴収する参加費等をもって充てる。

- 2 主な費用は、研修会等の会場費、講師謝礼及び交通費のほか、会の運営に係る事務経費とする。

### (事業年度)

第8条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### (その他)

第9条 本要綱に定めない事項については、その都度世話人会にて協議決定する。

### 附則

この要綱は平成27年1月10日から施行する。